

発表日：  
2022年2月28日（月）

連絡先：

Legal Aid Foundation of Los Angeles (ロサンゼルス法律扶助財団), Sara Williams(サラ・ウィリアムズ), [sjwilliams@lafila.org](mailto:sjwilliams@lafila.org)

Advancing Justice - Asian Law Caucus (正義促進—アジア系法律連盟), Lande Watson (ランドー・ワトソン), [landew@advancingjustice-alc.org](mailto:landew@advancingjustice-alc.org)

California Rural Legal Assistance, Inc. (カリフォルニア地方法律扶助), Marisa Lundin (マリサ・ルンディン), Indigenous Program Legal Director (先住民プログラム法律部長), [mlundin@crla.org](mailto:mlundin@crla.org)

## 言語アクセスの拡大へ、カリフォルニア州雇用開発部 (EDD)が合意

**2024年までの言語アクセスの改善で、EDDがカリフォルニア州民の市民権を支持し、コミュニティの多様な言語能力を受け入れる**

サクラメント市—英語を第一言語として使わない住民が、Employment Development Department (カリフォルニア州雇用開発部、以下EDD)の失業保険 (UI)へアクセスし、資格のある労働者が重要な扶助の給付を受けやすくなった。カリフォルニア市民および言語アクセスの擁護者にとっての勝利となった。Legal Aid Foundation of Los Angeles (ロサンゼルス法律扶助財団、以下LAFLA)、Asian Americans Advancing Justice – Asian Law Caucus (アジア系アメリカ人による正義促進—アジア系法律グループ、以下ALC)、California Rural Legal Assistance, Inc. (カリフォルニア地方法律扶助、以下CRLA)、Center for Workers’ Rights (労働者権利センター、以下CWR)、Legal Aid at Work (職場法律扶助、以下LAAW) の5団体は、EDDの失業保険の給付、サービス、援助などが、カリフォルニア州民の使う全ての言語で利用できるよう、EDDと合意した。

本合意はLAFLAがDepartment of Fair Employment and Housing (雇用・住宅均等部、以下DFEH)に提出した、出身国、人種、または言語に基づく差別を禁止する連邦政府および州政府の命令に、言語アクセス制度が違反しているという内容の苦情が起点。パートナー法律団体のALC、CRLA、CWR、LAAWも提携し、DFEHは調停を行った。その一環として本合意はサクラメント最高裁判所に提出され、この時点で、Chinese for Affirmative Action (差別是正を支持する中国人)も参入した。

「言語を問わず、カリフォルニアの全労働者にとって手続きを公正にするEDDの意欲を称えたい」と、LAFLA言語正義担当特別弁護人、Joann Lee (ジョアン・リー)は言う。「本合意は、州の多様な文化やコミュニティのニーズに応えられるよう、EDDに責任を持たせる。EDDだけではなく、様々な州政府、地方政府団体の言語アクセス状況は必要レベルに全く達していない。カリフォルニア州全体として改善できるし、すべきである。」

カリフォルニア州は、米国内で最も多様な言語が話される州の一つだ。半数以上の住民が英語以外の言語を家で話しており、700万人が200の英語以外の言語を主に使っている。一番多いのはスペイン語(64%)だが、スペイン語以外を話す英語能力の限られた人も240万人ほどいる。

コロナ禍において、重要な失業保険の給付を受けようとした申請者は、様々な障壁に阻まれた。食べ物を確保し、家族を養いながらも、担当者と話せることができる人は少数だった時期もあった。主流言語以外を話す申請者が担当者と電話でつながったとしても、大半の場合は言語サービスが提供されず、EDDとコミュニケーションをとることが不可能だった。多数が第三者の仲介業者や代理人に高額で申請を頼むこととなり、それでも手続きを完了させて扶助を受けられた人は少なかった。

州知事の[2020年9月EDDストライキチーム報告](#)は「英語が流ちょうでない人が援助を受けようとする、克服できない障壁に複数直面する」とまとめた。

カーン群住民で、CRLAへの依頼人でもある**Gregorio Sanchez** (グレゴリオ・サンチェス)も、この障壁について話す。「私はミステク語を話す、EDDで失業保険申請をするのには問題が山積みだった。スマートフォンやパソコンを使う方法も分からないため、申請をするたびに誰かに手伝ってもらったのだが、手伝ってもらう度に料金が発生した。」

「言語アクセスは、法的や倫理的に必要なだけでなく、詐欺防止にもなる」と言うのはCRLA 先住民プログラム法律部長の**Marisa Lundin** (マリサ・ルンディン)だ。「本合意による結果の一つとして、サンチェスさんのように主流言語を話さない人も、正当な申請が間違いなく行われる保証もない営利目的の悪徳仲介業者に、自腹で金銭情報や身分証明などを渡すことなく、EDDに直接申請して失業保険の給付を受けられるようになってほしい。」

「英語能力の限られた人のほとんどにとっては、EDDによる言語アクセスの欠如が、家族を養うために必要な扶助を受けたくても受けられない障壁となっていた。リアルタイムで、申請者の選んだ言語の通訳サポートを提供するというEDDの約束は、地域住民に確実に素早い影響を与えるだろう。また、アジア、中東などの言語で直接問い合わせできる電話回線を増設すれば、様々な家族を困らせてきた障壁がまた一つ減り、コロナ禍以前に扶助を受けられなかった理由が減るはずだ。」というのはALC首席弁護士の**Winnie Kao** (ウィニー・カオ)だ。

LAAW仕事・家族プログラム専属弁護士の **Katherine Wutchiett** (キャサリン・ワッチエット)は、「失業保険プログラムに付いての本合意は、正しい方向への一歩だ」という。「EDDの家族有給休暇プログラムや州傷害保険についても、同じような変化が必要だ。我々の多様な労働力によって賄われているのだから、住民全員が意義のあるアクセスができるべきだ。」

地域住民や擁護者は昨年、失業保険における言語アクセスを改善する法案を可決させることに成功した。それにより、EDDにおける多言語サービス拡大のため、2年間で2100万ドルの予算が組まれた。さらに、本法案では2022年7月1日までに、家族有給休暇や州傷害保険の多言語での使用状況をEDDから予算および政策議会に報告することが決められた。本法案に追加される本合意の条件は以下の通り。

- 申請人が必要とするいかなる言語(手話を含む)でも、適切な通訳者または多言語話者のスタッフを用いて、リアルタイムで言語アクセスを提供すること。このような言語サービスが誠実な努力のもとでも提供できない場合、EDDは5営業日以内に通訳者を用意し、申請人へ電話をかけ直すこと。(例外は限られる。)
- 2022年度末までに、失業保険について多言語で直接問い合わせできる回線を、カリフォルニア州で最も多く使われている7つの外国語について拡大すること。現在はスペイン語、中国語、広東語、ベトナム語で展開しているが、本合意では韓国語、タガログ語、アルメニア語を追加することとしている。
- 2022年度末までに、失業保険申請に重要な書類の全てを、カリフォルニア州で最も多く使われている15の外国語へ翻訳すること。翻訳には適切な通訳者を用い、機械翻訳は用いないこと。これには、上記言語に加え、アラビア語、ペルシア語、パンジャブ語、ロシア語、日本語、ヒンディー語、クメール語(カンボジア語)、タイ語が含まれる。
- 2024年までに、多言語アクセスポータルと失業保険オンラインサイトにおける言語アクセスを、7つの外国語について改善すること。

「本合意で特記すべきは、EDDがカリフォルニアの労働者が言語サービスをどう活用しているかデータ収集し、そのデータを言語サービス擁護者と定期的に共有することが義務づけられたことだ。」そういうのは**CWR専務のDaniela Urban (ダニエラ・アーバン)**だ。「EDDとの協力関係により、本合意による変化が全てのカリフォルニア州民の生活に有益になると信じている。」

[合意の全文および提案された改善案はこちらから。](#)

###

#### [Legal Aid Foundation of Los Angeles](#) (ロサンゼルス法律扶助財団)

ロサンゼルス近郊の低所得者の住民に正義と平等が行き渡るために活動する、非営利法律事務所。出廷、制度変更、地域のエンパワーメントを通じて人々の人生を変えている。ロサンゼルス郡の5拠点の他、近郊の裁判所にて法律セルフヘルプセンターを4カ所、ドメスティック・バイオレンス相談所を3カ所展開。

#### [California Rural Legal Assistance, Inc.](#) (カリフォルニア地方法律扶助)

カリフォルニアの地方の低所得者数万人を対象に無償で法律相談や教育を行っている他、その他多数の住民のためになる訴訟の代理人も務める。労働に対して公平な給与をもらい、安全な住居に住み、医療を受け、子供が平等に教育を受けられるようにするなど、様々な活動を行う。カリフォルニアの地方にて、全ての人が尊厳と敬意をもって接され、基本的人権を尊重される世界を目指す。ウェブサイト: [www.crla.org](http://www.crla.org)

#### [Center for Workers' Rights](#) (労働者権利センター)

サクラメントを拠点とする非営利法律事務所および擁護団体。労働者が尊重され、尊厳と公正さをもって扱われるコミュニティを築くことをミッションとする。その実現のため、低所得労働者の弁護、労働者権利を向上させる取り組みへの参加、労働者への教育、積極的行動、リーダーシップなどの促進を、サクラメント周辺で行う。

#### [Asian Americans Advancing Justice - Asian Law Caucus](#)

(アジア系アメリカ人による正義促進——アジア系法律連盟)

従来見過ごされてきた低所得のアジア・太平洋諸島系移民のニーズに特化した最初の法律・市民権団体として、1972年に創立。アメリカの社会的、経済的、政治的、人種的格差が依然存在することを認識し、社会全体での平等と正義を追求する。

**[Legal Aid at Work](#)** (職場法律扶助)

無料法律相談所やヘルプライン、教育活動、直接弁護、政策推進などを通じて、働く低所得家庭を支える非営利法律事務所。